

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

国民年金の加入手続は父親が行い、A市に居住していた昭和36年4月から37年6月まで父親が納付していたと思う。兄も同じように納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の兄は、「自分自身で国民年金の加入手続を行い、自ら保険料を納付していた」と述べている上、戸籍の附票により、申立人は昭和36年11月からB市に住所変更していることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年10月ごろB市で払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
昭和36年1月ごろ広報誌を見て、市役所で国民年金の加入手続をした。最初は市役所で納付し、その後は金融機関で納付したが、その際、国民年金手帳に丸い印鑑を押してもらった記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金手帳を市役所で保管していた上、国民年金保険料の納付は印紙検認方式で行われており、納付書による納付は前納以外取り扱われていなかったことが確認できた。

また、申立人は国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている上、金融機関で国民年金手帳に押印することは考えられないことから、申立期間の大部分の国民年金保険料を金融機関で納付していたとの申立人の主張は不合理である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年1月まで
昭和41年11月に病気を理由に会社を退職し、A市B区の実家に戻った際、母親がまた病気になると困るからと国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていた申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その母親から国民年金手帳を受け取った記憶は無い。

さらに、申立人は、平成12年4月に国民年金の資格を取得しており、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 268(事案 7 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 30 年 4 月 1 日まで
当初の判断後、申立期間に係る同僚の証言(手紙)が新たに得られたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社では入社日を資格取得年月日としていなかったこと、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与より控除されていたことが確認できる資料は無いこと、及び当該事業所は現存しているものの、申立てに係る当時の事実を確認できる関連資料は残っていないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 19 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般、申立人から再申立ての資料として新たに提出された B 氏の手紙によれば、申立人は、期間の特定はできないが A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所における資格取得日は、厚生年金保険被保険者台帳(社会保険庁が保管する旧台帳)の記録と当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の記録が昭和 30 年 4 月 1 日と一致していること、及び当該事業所の関連会社 5 社は申立期間後に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、関連会社においても申立人の記録が無いことを踏まえると、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月20日から32年6月1日まで

A店に在職中の昭和27年8月30日に運転免許を取った。同年8月にB社のC氏と会い入社を決め、同年9月から木材加工の仕事に従事するようになった。32年4月に結婚したが、その時は同社で勤務していた。

また、事業主が昭和30年の市議員選挙に出た時には、運転手として選挙運動を手伝った。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る話は具体的であり、申立人が同社において勤務していたことは推認できるものの、事業主が保管する申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届に、申立人の資格取得日が昭和32年6月1日と記帳されている上、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、連続している。

また、事業所照会において事業主は、「申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得に関する届出を行っていたか」という問いに対して、「申立てどおりの届出を行っていない」、また、「申立期間に係る保険料を納付していたか」という問いに対して、「納付していない」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない上、申立期間当時の事情を知る同僚は既に他界又は所在不明であり、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月から36年1月まで
(A社)
② 昭和36年2月から同年10月まで
(A社)
③ 昭和36年11月から37年6月まで
(B社C営業所)
④ 昭和37年10月から38年10月まで
(B社C営業所)

昭和34年6月にD市E町のF営業所に入社し、36年11月にB社C営業所に移った。勤務していた期間をそれぞれ厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管するA社（現在は、G社）の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、連番になっている上、申立人には国民年金制度発足時の昭和35年10月に国民年金手帳記号番号が払い出され、36年4月以降の期間は国民年金保険料の納付が確認できる。

また、上記名簿によれば、昭和36年2月1日に14人が同時に資格取得していることが確認できるところ、当該同僚から申立人が勤務していたことを覚えている旨の証言は得られるものの、申立期間①及び②に係る期間の勤務について明確な証言は得られない。

さらに、A社に確認したところ、会社名も事業内容も変更し、所在地も移転しているため、当時の書類が保存されておらず確認することができない旨の回答をしているものの、同僚からは、「勤務期間より厚生年金保険加入期間が短い」との証言が得られており、同社では、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていた事情はうかがえない。

申立期間③及び④については、申立人はB社C営業所に勤務したと申し立てているが、同社は申立期間に存在せず、その前身であるH社の社会保険事務所

が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、連番になっており、申立人の名前は見当たらない。

また、B社を継承したI社に確認したところ、B社から引き継いだ台帳の中に申立人の名前を確認することができないとの回答を得ている。

一方、申立期間③と④の間には、J社での厚生年金保険の被保険者期間があり、申立期間③及び④について、申立人が当時の所長や課長として名前を挙げた者の記録が同事業所で確認できることから、申立人も申立期間③及び④の期間において、期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するJ社の厚生年金保険被保険者原票は連番になっており、欠番は無い。なお、申立人は全申立期間について、国民年金に加入し保険料を納付している。

また、J社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法務局においても商業登記簿謄本を確認することができず、事業主の連絡先も不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

すべての申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。